

福川西御本陣書拔

會員 田 中 賢 一

■幕府巡見使

江戸幕府の職名。全国の幕領・私領を区分なく巡見し、民衆と領主を觀察する諸国巡見使と、幕領だけを觀察した御料巡見使とがある。いずれも將軍の朱印状を所持して五畿七道の民情政情を觀察するために派遣された。

三代將軍徳川家光の時代に「諸国巡見使条令」が発令。寛永一〇（一六三三）年が第一回とされ、以後將軍の代替わりごとに派遣された。

巡見使の構成は、使番一人と小姓番・書院番二人の三人一組で全国を六〜八区域に分けて回村した。定員は三五名であった。天和元（一六八一）年以降八区域で実

施され、天保九（一八三八）年十二代將軍徳川家慶まで続けられたが、次第に形式化し、十三代家定の時代以来延期もしくは中止された。寛文年間（二六六一〜七三）以降は沿海視察に重点が移った。

□山陽道地区諸国巡見使派遣例

播磨⇨兵庫・備前⇨岡山・備後⇨広島・周防⇨山口
美作⇨岡山・備中⇨岡山・安芸⇨広島・長門⇨山口

□巡見使の任務（幕領・各藩）

政治・民情（人民の生活の実情）・軍備・禁教・船舶・
海防・地理等を觀察調査

□巡見の評価（四段階）

- ①美政 ②中美政 ③中悪政 ④悪政

□巡見使派遣の歴代將軍

五代徳川綱吉

六代徳川家宣

八代徳川吉宗

九代徳川家重

十代徳川家治

十一代徳川家斉

十二代徳川家慶

■防長両国への派遣

寛政元（一七八九）年六月十一代將軍徳川家斉の時代に將軍就任半年ないし一年以内に派遣するのが通例であったが、大幅に遅れた。家斉が就任したのは、天明六（二七八六）年十一月

〔引用文献〕新南陽市史（発行者新南陽市）

■福川西御本陣書拔 ―巡見使の遵守規定―

寛政元（一七八九）年六月、巡見使一行四〇人は、福川本陣に一泊した。その時の上使は石尾七兵衛であった。一行の宿泊時の状況を記録した『福川西御本陣書拔』によると、巡見地の先々で幕府の權威を鼻にかけて不法な行爲がないようにと、次のような布達を下している。

条々

- 一 万事申付候法度の趣可相守事
- （すべて申し付けてある禁制の趣旨を守ることに）
- 一 悪事二付、一味同心仕間敷事
- （悪事は結託して行つてはならぬ）
- 一 押買狼籍仕間敷事
- （売り手が望まないのに、無理に買い取るような乱暴はしないこと）
- 一 竹木伐取り申間敷事
- （竹木を伐採してはいけない）
- 一 男女色道禁制のこと

(男女間の淫らな行為をしてはならぬ)

一 酒之儀誓詞の通可相守事

(禁酒の誓いを守ること)

一 賭博并二少の勝負事仕間敷事

(賭博や小さな勝負事としてはならない)

一 売物借物一切仕間敷事

(物を売ったり物を借りたりしてはいけない)

一 自分として買物仕間敷事

(個人としての買物物はしてはいけない)

一 宿の諸道具、損し不申候様可仕事

(宿の諸道具を壊して知らぬ顔をしてはいけない)

一 宿々もの一非分申かけ間敷事

(宿々の者に過分な要求をしてはいけない)

右の条条堅可相守、於令違背は可為曲事者也

(右の箇条を堅く守り、法令違反者に対しては処罰す

る)寛政元酉年(一七八九)

また、その一方では、朱印状を携えた巡見使の通行で

あるために、引き受け側の送迎が過重になることを予測して、幕府側は各藩に対して戒書を下し、各宿休所に対し次のように布達して注意を促した。

一 各宿休所は、かねて依頼している以上の諸準備はしないこと。

一 諸物品は現地相場価格で購入すること。異常な安価は詮議して調べること

一 規定した以上の余分な振舞(もてなし)は禁止する。

一 一行中に無作法又は非議の行為があれば幕府へ注進すること

付

宿休所の諸道具を破損させ、紛失させた時も右同様注進すること

幕府の役人で、全国各藩の支配の実情をみるために派遣された視察官が、諸国巡見をすることにより、各藩はその送迎や接待の必要経費は大きな負担であった。

幕府側は大いに気を配り、経費節減に努めるよう数々

のかなり詳細な布達を出しているが、他にも大名統制の一環として、参勤交代を武家諸法度改正で制度化して、江戸への往復や江戸屋敷の経費は膨大になり、各藩の財政を圧迫した。

そうしたなかで、寛政元年六月四日に福川本陣に宿泊した一行四〇名に対する料金と発行された本陣亭主の証明書を紹介しておく。

【巡見使一行の一宿分宿泊料金】

一 白米二斗 但四〇人分 一人五合宛

代銭一貫二二〇文 但一升代五六文

一 木銭三九六文 但御上一人様一六文

御中通一七人一二文宛

御下通二二人八文宛

合計一貫五一六文

【証明書の内容】

右代金は土地の相場である。相場より下値であること

は絶対ない。代金も間違いなく拝受した。上使様をはじめ御家頼様一同は真面目に、非分の儀なく宿泊された。また、諸道具類等も紛失したものはありませんでした。以上のような証明書を手渡し一行は宿を立った。

【巡見上使の本陣亭主・村庄屋への下問】

巡見上使が藩内を往来して休泊の折に、本陣亭主や村庄屋に対し藩内の政情・民情等景況についてかなり詳細に次のような質問をした。但し、根拠範解答はあらかじめ用意しておき、熟読し自問自答を繰り返し本番に備え要領よく正確に応答するよう努めた。

□質問事項（現代文で紹介）

- 一 徳山藩の知行高
- 一 納税（年貢）等の状況について
- 一 福川村の石高
- 一 免相について（年貢率）
- 一 宗門等について（キリシタンについての情報等）

一 長崎御状箱（書状入れ箱）と荷物送り等について

一 福川町家数・人口・男女別人口

一 船数（漁船・廻船）について

一 寺院数・神社数・宗派等

※『庄屋本陣亭主之尋之御答書』（徳山毛利家文庫）

の一冊に認められたもので、最も古い時期一七六

一（宝暦十二）年の時の一例。

■福川本陣Ⅱ藩公認の宿休施設

はじめは御客屋、のちに御茶屋と称して、幕府役人・参勤交代の西国大名・勅使・公卿・神官・僧侶等の休泊所にあてられていた。管理は地元の豪商福田屋に代々委託して、山陽道宿駅の本陣を兼ねた。

一七四一（寛保一）年七月の『御領内町方目安』によると、その規模は間口一七間・奥行一四間余とある。

本陣見取り図（写真参照）によれば、南向きの中央に本陣門があり、その東隣に通用門、これに続いて長屋・出店と続き、東端は本陣川に接している。本陣門に入る

と右側に番所があり、左側の中御門を入れていくと御駕籠台がある。屋敷内には御座の間や二の間・三の間をはじめ浴室・納戸・茶間および数々の座敷間、その他土間・台所があり、庭には井戸・中間部屋・外風呂、北側には裏番所・土蔵があり、隣地との境は竹垣で区切られている。

周南市指定文化財の本陣門は、一九七三（昭和四八）年旧新南陽市指定文化財第一号（史跡）で、一八三八（天保九）年再建されたものである。（写真参照）

一七〇四（元禄一七）年から一七八三（天明三）年までの福川本陣の利用状況の特徴をみると、次のようになっている。

□宿泊・休憩回数

参勤交代 一三回Ⅱ宿泊六・休憩七

下向 一六回Ⅱ宿泊七・休憩八・不明一

萩行 二回Ⅱ宿泊一・休憩一

奉幣使 一回Ⅱ宿泊一

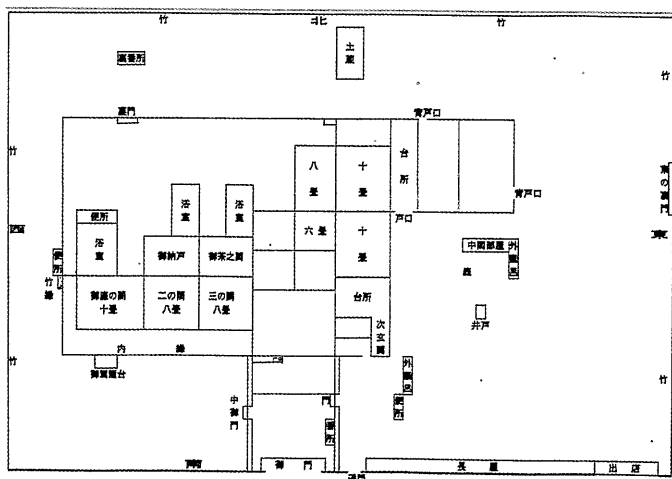
巡見使 一回Ⅱ宿泊一

□総人数（総随行員数）の最も多い例

一七〇四（元禄十七）年四月四日

細川越中守 一、七二〇人 人足八六〇余

下宿一五二軒 馬二一〇疋



福川本陣見取り図（新南陽民族資料展示室提供）



福川本陣門（写真 田中賢一 撮影）